

原議保存期間	1年(令和8年3月31日まで)
--------	-----------------

佐 本 交 企 発 第 4 3 号
 令 和 7 年 3 月 1 8 日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

有 効	令和8年3月31日まで
企画第一係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の推進について（通達）

令和6年中の交通事故死者数は24人（前年比+11人）であったものの、令和3年以降、4年連続で第11次佐賀県交通安全計画に示された数値目標（令和7年までに交通事故死者数25人以下）を達成したところである。

これは、「挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の推進について（通達）」（令和6年4月4日付け佐本交企発第61号。以下「旧通達」という。）に基づき、各警察署等が交通事故の発生実態に応じた諸対策を推進するとともに、その効果を高めるため、市町や交通ボランティア等と緊密に連携した取組を行った成果である。

よって、旧通達に基づき実施した抑止対策を今後も継続して推進していくため、引き続き、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）を中心として、関係機関・団体等と連携し、交通死亡事故の発生直後から事故状況に即した広報啓発や交通安全教育、交通指導取締り等の抑止対策を集中的に行うとともに、長期的視野に立った交通環境の整備、きめ細やかな運転者対策等を進めていくこととした。

警察署長等は、これまで同様、管轄区域内で交通死亡事故が発生した場合、その状況等を踏まえた上で抑止対策を策定し、挙署一体となって対策を強力に推進するとともに、同抑止対策については、別途通達する具体的な実施要領に基づき、本職までの報告を求めるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。